

令和6年度 第3回

幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年2月20日（木）
午後6時30分
場所 幕別町役場
3階 AB会議室

[会議次第]

1 開会

2 会議録署名委員の指定

3 議件等

(1) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

4 その他

5 閉会

議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6.98」に改める。

第5条中「25,000円」を「25,800円」に改める。

第6条第1号中「30,200円」を「30,100円」に改め、同条第2号中「15,100円」を「15,050円」に改め、同条第3号中「22,650円」を「22,575円」に改める。

第7条中「100分の2.3」を「100分の2.36」に改める。

第9条中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第10条第1号中「8,200円」を「8,300円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,150円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,225円」に改める。

第11条中「100分の1.5」を「100分の1.59」に改める。

第26条第1項第1号ア中「17,500円」を「18,060円」に改め、同号イ（ア）中「21,140円」を「21,070円」に改め、同号イ（イ）中「10,570円」を「10,535円」に改め、同号イ（ウ）中「15,855円」を「15,803円」に改め、同号ウ中「5,180円」を「5,390円」に改め、同号エ（ア）中「5,740円」を「5,810円」に改め、同号エ（イ）中「2,870円」を「2,905円」に改め、同号エ（ウ）中「4,305円」を「4,358円」に改め、同項第2号ア中「12,500円」を「12,900円」に改め、同号イ（ア）中「15,100円」を「15,050円」に改め、同号イ（イ）中「7,550円」を「7,525円」に改め、同号イ（ウ）中「11,325円」を「11,288円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「3,850円」に改め、同号エ（ア）中「4,100円」を「4,150円」に改め、同号エ（イ）中「2,050円」を「2,075円」に改め、同号エ（ウ）中「3,075円」を「3,113円」に改め、同項第3号ア中「5,000円」を「5,160円」に改め、同号イ（ア）中「6,040円」を「6,020円」に改め、同号イ（イ）中「3,020円」を「3,010円」に改め、同号イ（ウ）中「4,530円」を「4,515円」に改め、同号ウ中「1,480円」を「1,540円」に改め、同号エ（ア）

中「1,640円」を「1,660円」に改め、同号エ（イ）中「820円」を「830円」に改め、同号エ（ウ）中「1,230円」を「1,245円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,750円」を「3,870円」に改め、同号イ中「6,250円」を「6,450円」に改め、同号ウ中「10,000円」を「10,320円」に改め、同号エ中「12,500円」を「12,900円」に改め、同項第2号ア中「1,110円」を「1,155円」に改め、同号イ中「1,850円」を「1,925円」に改め、同号ウ中「2,960円」を「3,080円」に改め、同号エ中「3,700円」を「3,850円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

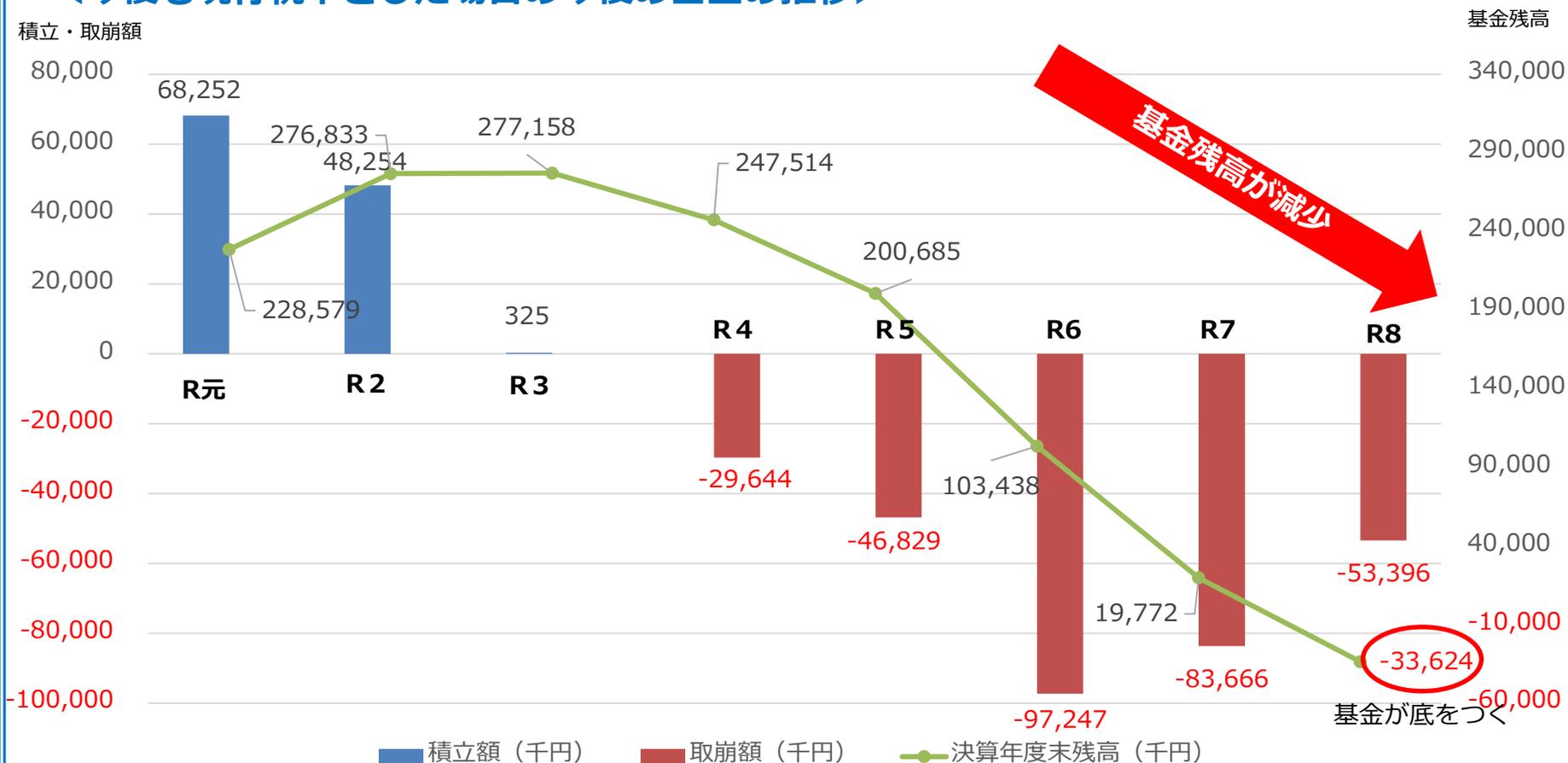


幕別町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例（案）について

住民生活部住民課国保医療係

国民健康保険基金残高の推移について

<今後も現行税率とした場合の今後の基金の推移>



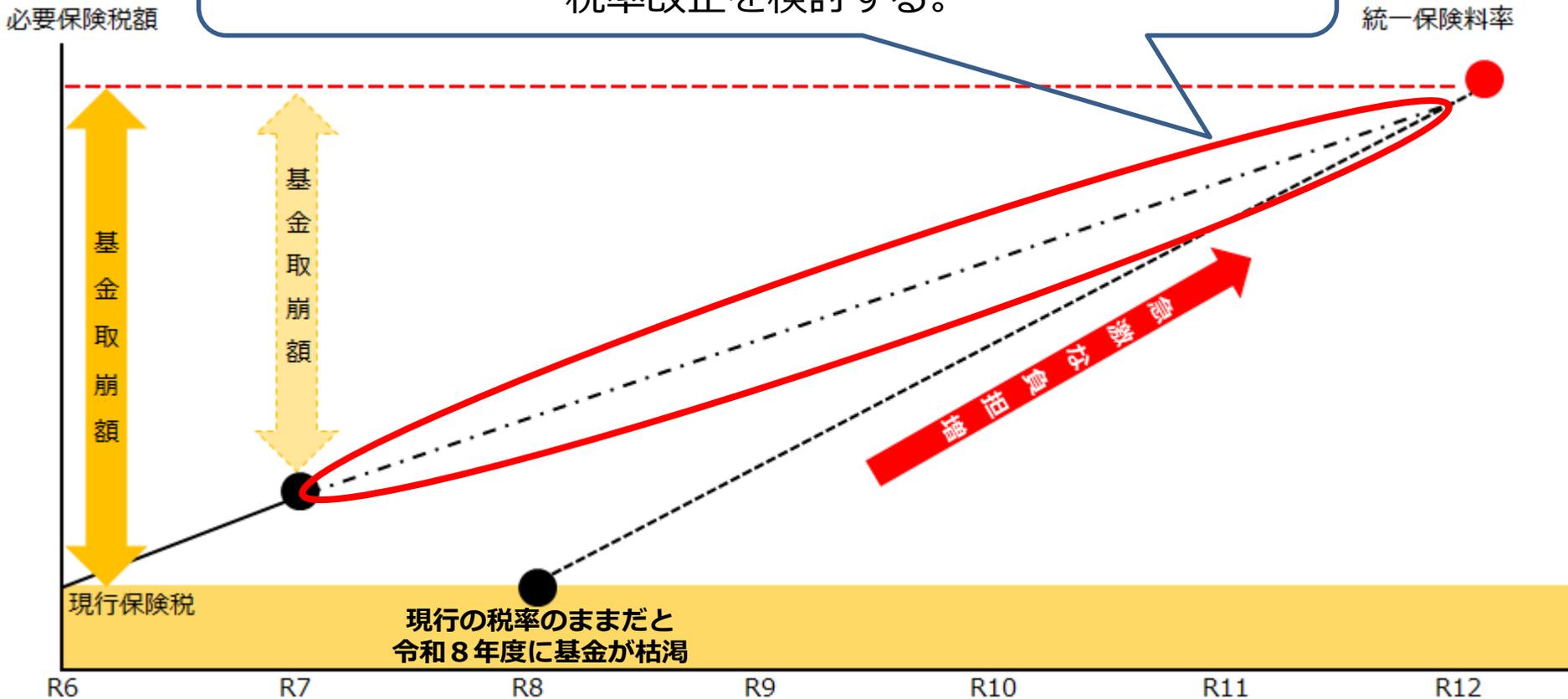
○ 積立額は、前年度決算剰余金の積立額に期中積立（基金利子）を加算した金額

○ 被保険者数の減少による保険税の減収等により、今後も基金残高の減少が見込まれ、**基金が底をついた場合には、保険税率を引き上げざるを得なくなる。**

○ 基金の保有額の目安として**納付金の5%**（令和6年度ベースで約5,000万円）**を保有しておく必要がある。**

国保税率の改正イメージ図

令和7年度の税率を引き上げ、令和8年度以降は、北海道から示される納付金額に応じて税率改正を検討する。



※ 統一保険料率は、毎年、北海道において被保険者数や医療費推計を行い、必要な納付金額を算定することとなるため、今後、変更となる可能性が高い（現在示されている保険料率よりも上がるか下がるかは現時点では不明）。

統一保険料へ向けた今後の税率について

【医療分】

| | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所得割(%) | 6.60 | 6.98 | 7.36 | 7.74 | 8.12 | 8.50 | 8.90 |
| 均等割(円) | 25,000 | 25,800 | 26,600 | 27,400 | 28,200 | 29,000 | 29,558 |
| 平等割(円) | 30,200 | 30,100 | 30,000 | 29,900 | 29,800 | 29,700 | 29,369 |

所得割：(8.90%－6.6%) / 6年≒0.38%/年 均等割：(29,558円－25,000円) / 6年≒800円/年、平等割：(29,369円－30,200円) / 6年≒△100円/年

【後期分】

| | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 所得割(%) | 2.30 | 2.36 | 2.42 | 2.48 | 2.54 | 2.60 | 2.63 |
| 均等割(円) | 7,400 | 7,700 | 8,000 | 8,300 | 8,600 | 8,900 | 9,218 |
| 平等割(円) | 8,200 | 8,300 | 8,400 | 8,500 | 8,600 | 8,700 | 9,150 |

所得割：(2.63%－2.30%) / 6年≒0.06%/年 均等割：(9,218円－7,400円) / 6年≒300円/年、平等割：(9,150円－8,200円) / 6年≒100円/年

【介護分】

| | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 所得割(%) | 1.50 | 1.59 | 1.68 | 1.77 | 1.86 | 1.95 | 2.02 |
| 均等割(円) | 9,100 | 9,100 | 9,100 | 9,100 | 9,100 | 9,100 | 9,208 |
| 平等割(円) | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,223 |

所得割：(2.02%－1.50%) / 6年≒0.09%/年

仮算定時と本算定時における令和7年度改正後税率の比較

【医療分】

| | 所得割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) |
|--------|--------|--------|--------|
| R7本算定① | 6.98 | 25,800 | 30,100 |
| R7仮算定② | 7.00 | 25,600 | 30,000 |
| ①-② | ▲0.02 | 200 | 100 |

【後期分】

| | 所得割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) |
|--------|--------|--------|--------|
| R7本算定① | 2.36 | 7,700 | 8,300 |
| R7仮算定② | 2.38 | 7,700 | 8,400 |
| ①-② | ▲0.02 | 0 | ▲100 |

【介護分】

| | 所得割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) |
|--------|--------|--------|--------|
| R7本算定① | 1.59 | 9,100 | 7,000 |
| R7仮算定② | 1.59 | 9,100 | 7,050 |
| ①-② | 0 | 0 | ▲50 |

令和7年度改正後税率による試算

現在の国民健康保険基金残高と国民健康保険特別会計の決算状況に鑑み、6年かけて統一保険料に合うよう、段階的に引き上げる試算を行う。

【考え方】

- 被保険者数は、これまでの総人口に占める国保被保険者加入率を勘案し、幕別町人口ビジョンの将来人口推計値に国保加入率を乗じて算出する。
- 令和5年中と令和6年中の所得は横ばいとする。
- 次の区分について、統一保険料率に6年かけて段階的に引き上げる。
 - ・ 医療分所得割率、均等割額、（平等割額）
 - ・ 後期高齢者支援金等分所得割率、均等割額、平等割額
 - ・ 介護分所得割率

医療分試算結果

令和7年度保険料収納必要額：561,688,638円

| | | 人数等 | 税率 | 算出税額 | 賦課割合 | 控除額 | | 計 |
|-----|--------|---------------|--------|-------------|-------|-------------|------------|-------------|
| | | | | | | 限度超過額 | 低所得軽減 | |
| 応能割 | 所得割 | 6,222,392,558 | 6.98 | 432,652,710 | 56.58 | 140,081,742 | | |
| 応益割 | 均等割 | 5,151 | 25,800 | 132,895,800 | 25.69 | | 38,901,163 | |
| | 平等割 | 3,250 | | 91,631,925 | 17.73 | | 29,576,886 | |
| | 特定世帯以外 | 2,816 | 30,100 | 84,761,600 | | | 27,200,491 | |
| | 特定世帯 | 389 | 15,050 | 5,854,450 | | | 2,055,830 | |
| | 特定継続世帯 | 45 | 22,575 | 1,015,875 | | | 320,565 | |
| 合計 | | | | 657,180,435 | | 140,081,742 | 68,478,049 | 448,620,644 |

令和6年度調定額：439,208,200円（1月末現在）

| 軽減内訳 | 均等割 | | | | 平等割 | | 軽減額計 |
|------|-------|------------|-------|-----------|-------|------------|------------|
| | 人数 | 軽減額 | 未就学児数 | 軽減額（再） | 世帯数 | 軽減額 | |
| 7割軽減 | 1,337 | 24,307,532 | 41 | 159,452 | 1,048 | 20,933,002 | 45,240,534 |
| 5割軽減 | 807 | 10,604,806 | 29 | 189,824 | 497 | 6,707,695 | 17,312,501 |
| 2割軽減 | 576 | 3,052,362 | 8 | 809,91 | 360 | 1,936,189 | 4,988,551 |
| 軽減なし | | 936,463 | 73 | 9364,63 | | | 936,463 |
| 合計 | 2,720 | 38,901,163 | 151 | 1,366,729 | 1,906 | 29,576,886 | 68,478,049 |

シミュレーション課税額（軽減前）：517,098,693円

後期分試算結果

令和7年度保険料収納必要額：182,091,922円

| | | 人数等 | 税率 | 算出税額 | 賦課割合 | 控除額 | | 計 |
|-----|--------|---------------|-------|-------------|-------|------------|------------|-------------|
| | | | | | | 限度超過額 | 低所得軽減 | |
| 応能割 | 所得割 | 6,222,392,558 | 2.36 | 146,283,824 | 61.55 | 42,363,448 | | |
| 応益割 | 均等割 | 5,151 | 7,700 | 39,662,700 | 23.48 | | 11,610,037 | |
| | 平等割 | 3,250 | | 25,267,275 | 14.97 | | 8,155,753 | |
| | 特定世帯以外 | 2,816 | 8,300 | 23,372,800 | | | 7,500,468 | |
| | 特定世帯 | 389 | 4,150 | 1,614,350 | | | 566,890 | |
| | 特定継続世帯 | 45 | 6,225 | 280,125 | | | 88,395 | |
| 合計 | | | | 211,213,799 | | 42,363,448 | 19,765,790 | 149,084,561 |

令和6年度調定額：146,954,500円（1月末現在）

| 軽減内訳 | 均等割 | | | | 平等割 | | 軽減額計 |
|------|-------|------------|-------|---------|-------|-----------|------------|
| | 人数 | 軽減額 | 未就学児数 | 軽減額（再） | 世帯数 | 軽減額 | |
| 7割軽減 | 1,337 | 7,254,574 | 41 | 47,588 | 1,048 | 5,772,224 | 13,026,798 |
| 5割軽減 | 807 | 3,165,000 | 29 | 56,653 | 497 | 1,849,630 | 5,014,630 |
| 2割軽減 | 576 | 910,976 | 8 | 24,172 | 360 | 533,899 | 1,444,875 |
| 軽減なし | | 279,487 | 73 | 279,487 | | | 279,487 |
| 合計 | 2,720 | 11,610,037 | 151 | 407,900 | 1,906 | 8,155,753 | 19,765,790 |

シミュレーション課税額（軽減前）：**168,850,351円**

介護分試算結果

令和7年度保険料収納必要額：71,270,660円

| | | 人数等 | 税率 | 算出税額 | 賦課割合 | 控除額 | | 計 |
|-----|-----|---------------|-------|------------|-------|------------|-----------|------------|
| | | | | | | 限度超過額 | 低所得軽減 | |
| 応能割 | 所得割 | 3,583,058,244 | 1.59 | 56,605,677 | 61.64 | 17,577,467 | | |
| 応益割 | 均等割 | 1,633 | 9,100 | 14,860,300 | 23.47 | | 3,976,130 | |
| | 平等割 | 1,347 | 7,000 | 9,429,000 | 14.89 | | 2,785,314 | |
| 合計 | | | | 80,894,977 | | 17,577,467 | 6,761,444 | 56,556,066 |

令和6年度調定額：55,703,600円（1月末現在）

| 軽減内訳 | 均等割 | | 平等割 | | 軽減額計 |
|------|-----|-----------|-----|-----------|-----------|
| | 人数 | 軽減額 | 世帯数 | 軽減額 | |
| 7割軽減 | 447 | 2,849,530 | 418 | 2,049,768 | 4,899,298 |
| 5割軽減 | 194 | 883,783 | 166 | 582,162 | 1,465,945 |
| 2割軽減 | 133 | 242,817 | 110 | 153,384 | 396,201 |
| 合計 | 775 | 3,976,130 | 694 | 2,785,314 | 6,761,444 |

シミュレーション課税額（軽減前）：**63,317,510円**

改正後税率による試算結果まとめ①

※ 赤字の▲金額が税込不足による基金取崩見込額

【R7】

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 | 合計 |
|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 試算軽減前課税額 ① | 517,098,693 | 168,850,351 | 63,317,510 | 749,266,554 |
| 保険料収納必要額 ② | 561,688,638 | 182,091,922 | 71,270,660 | 815,051,220 |
| 差 (① - ②) | ▲44,589,945 | ▲13,241,571 | ▲7,953,150 | ▲65,784,666 |

【R8】

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 | 合計 |
|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 試算軽減前課税額 ① | 518,040,939 | 168,379,061 | 62,987,071 | 749,407,071 |
| 保険料収納必要額 ② | 525,313,112 | 175,063,254 | 68,160,445 | 768,536,811 |
| 差 (① - ②) | ▲7,272,173 | ▲6,684,193 | ▲5,173,374 | ▲19,129,740 |

【R9】

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 | 合計 |
|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 試算軽減前課税額 ① | 518,502,449 | 167,774,924 | 62,632,474 | 748,909,847 |
| 保険料収納必要額 ② | 511,676,416 | 170,213,112 | 65,922,025 | 747,811,553 |
| 差 (① - ②) | 6,826,033 | ▲2,438,188 | ▲3,289,551 | 1,098,294 |

改正後税率による試算結果まとめ②

※ 赤字の▲金額が税込不足による基金取崩見込額

【R10】

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 | 合計 |
|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 試算軽減前課税額 ① | 518,847,969 | 167,121,579 | 62,285,319 | 748,254,867 |
| 保険料収納必要額 ② | 497,802,618 | 165,340,521 | 63,749,400 | 726,892,539 |
| 差 (① - ②) | 21,045,351 | 1,781,058 | ▲1,464,081 | 21,362,328 |

【R11】

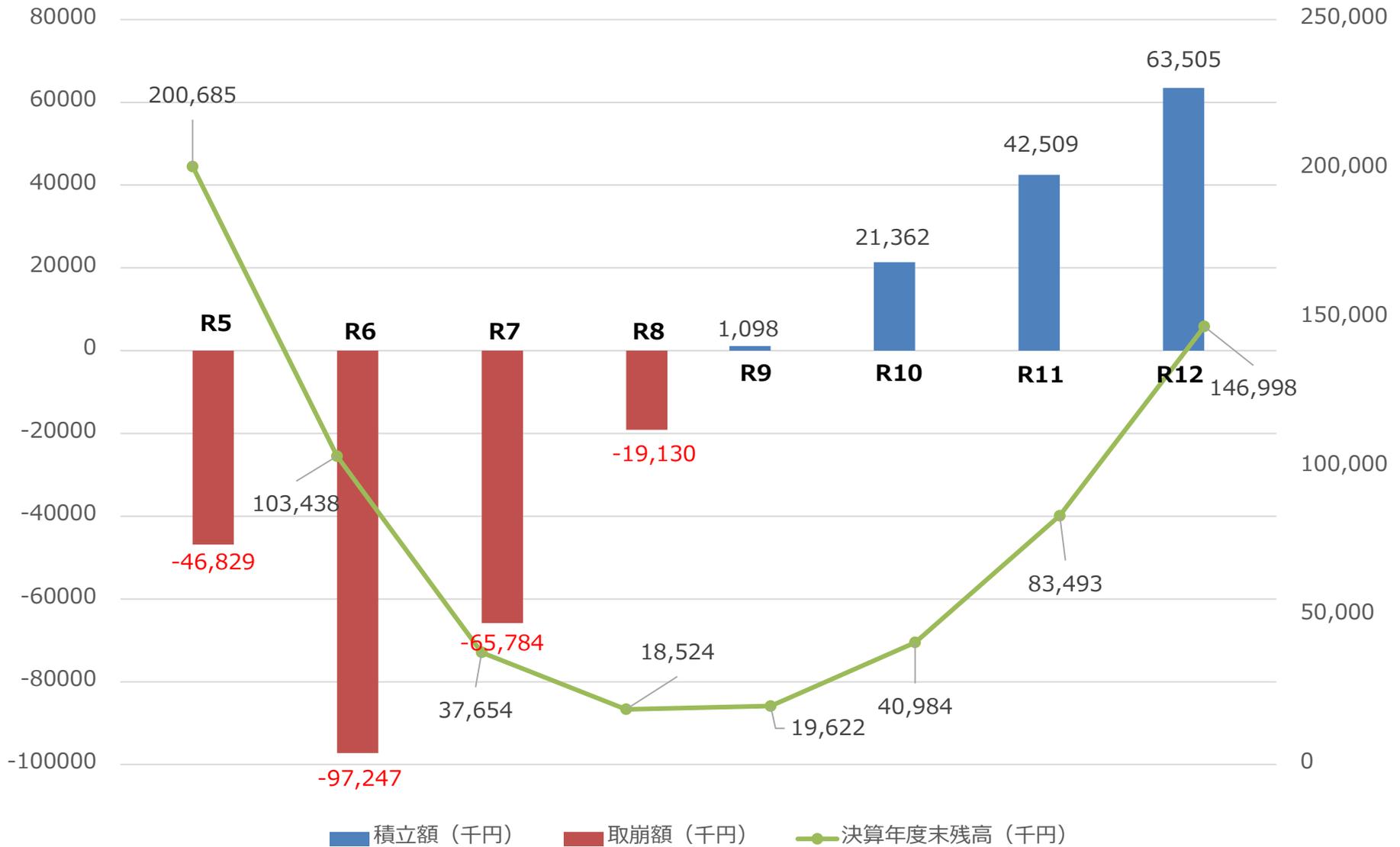
| | 医療分 | 後期分 | 介護分 | 合計 |
|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 試算軽減前課税額 ① | 517,704,201 | 166,071,399 | 61,798,635 | 745,574,235 |
| 保険料収納必要額 ② | 481,840,518 | 159,819,624 | 61,404,552 | 703,064,694 |
| 差 (① - ②) | 35,863,683 | 6,251,775 | 394,083 | 42,509,541 |

【R12】

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 | 合計 |
|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 試算軽減前課税額 ① | 515,720,917 | 165,333,009 | 61,484,757 | 742,538,683 |
| 保険料収納必要額 ② | 465,707,885 | 154,282,261 | 59,043,400 | 679,033,546 |
| 差 (① - ②) | 50,013,032 | 11,050,748 | 2,441,357 | 63,505,137 |

改正後税率試算による基金残高の推移

<基金残高の推移>



幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|--|
| <p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎課税額の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る基礎課税額の部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯</p> | <p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎課税額の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.98</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る基礎課税額の部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|--|
| <p>に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び同項において同じ。）以外の世帯 <u>30,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>22,650円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>第8条 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,400円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,200円</u> (2) 特定世帯 <u>4,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,150円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除</p> | <p>に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び同項において同じ。）以外の世帯 <u>30,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,050円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>22,575円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.36</u>を乗じて算定する。</p> <p>第8条 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,700円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,300円</u> (2) 特定世帯 <u>4,150円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,225円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|---|
| <p>後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>第12条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。</p> <p>第15条～第25条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所</p> | <p>後の総所得金額等に<u>100分の1.59</u>を乗じて算定する。</p> <p>第12条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。</p> <p>第15条～第25条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|---|
| <p>得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,140円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>10,570円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>15,855円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,180円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,740円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,870円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,305円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,370円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗</p> | <p>得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>18,060円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,070円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>10,535円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>15,803円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,390円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,810円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,905円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,358円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,370円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| <p>じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>12,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,550円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,325円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,075円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,550円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被</p> | <p>じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>12,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,050円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,525円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,288円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,850円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,150円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,075円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,113円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,550円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|---|
| <p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,040円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>3,020円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,530円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,480円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,640円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>820円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,230円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,820円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,750円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,000円</u></p> | <p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,160円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,020円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>3,010円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,515円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,540円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,660円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>830円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,245円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,820円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,870円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,450円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,320円</u></p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,110円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,850円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,700円</u></p> <p>3 略</p> <p>第26条の2～第30条 略</p> | <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,900円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,155円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,925円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,080円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,850円</u></p> <p>3 略</p> <p>第26条の2～第30条 略</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---------|---------|
| | |